

働く皆さまへ

4週8休宣言

労働基準法における罰則付き時間外労働の上限規制が、2024年4月から建設業にも適用されました。

これは、時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、及び2か月～6か月の月平均が全て80時間以内でなくてはならず、かつ時間外労働が月45時間を超えることができるのは1年に6か月が限度で、時間外労働は年間720時間以内など、非常に厳しい内容となっています。

現状の仕事の進め方では、この法律を遵守することは大変難しい状況にあります。そのため、全社一丸となって業務を効率化し、時間外労働を削減することが急務であり、現在、様々な改善策を進めているところです。

その一環として、皆さまが意識して取り組むことが出来るように、当社は「4週8休」をここに宣言します。

もちろん、現場の工期や工程、業務の都合により困難なこともあります。長時間労働を是正し、ワーク・ライフ・バランスを改善して皆さまの働く環境を整えていくためには、この4週8休は必須であると考えています。

なお、上限時間にこだわるあまり、虚偽の申告等が生じては本末転倒であることは言うまでもありません。

皆さまは、この宣言の趣旨をよく理解し、交代で休日を取得するなど工夫を凝らして、4週8休の実現に向け主体的に取り組んでください。

以上

代表取締役社長 小澤幸喜